

最新改正 生前贈与ルール変更に対応

相続専門の税理士、

改訂
2版

父の相続を担当する

2023年2月21日発行

株式会社あさ出版(代表取締役:田賀井弘毅、所在地:東京都豊島区)は清田幸弘 著『改訂2版 相続専門の税理士、父の相続を担当する』を2023年2月21日(火)に刊行いたします。

2023年度税制改正に対応

相続税の申告を6800件以上手掛ける日本トップクラスの相続専門税理士が初めて経験する案件——それが父の相続でした。

プロが自分の親の相続を担当するとどうなるのか。生前の準備から、葬儀、手続き、申告までの一部始終をマンガや図解を交えてわかりやすく解説。実際に行った節税策も掲載しています。1.6万部のロングセラー『相続専門の税理士、父の相続を担当する』2022年5月刊の最新版。

タイトル:改訂2版 相続専門の税理士、父の相続を担当する

ページ数:240ページ 著者:清田幸弘

価格:1,650円(10%税込) 発行日:2023年2月21日

ISBN:978-4-86667-493-8

【目次】

- 第1章 私が「相続専門税理士」になった理由
- 第2章 父の相続対策をはじめる
- 第3章 父、亡くなる
- 第4章 父の相続の手続き・申告をする

【著者プロフィール】

清田幸弘(せいた・ゆきひろ)



ランドマーク税理士法人 代表税理士
立教大学大学院客員教授

1962年、神奈川県横浜市生まれ。明治大学卒業。横浜農協(旧横浜北農協)に9年間勤務、金融・経営相談業務を行う。資産税専門の会計事務所勤務の後、1997年、清田会計事務所設立。その後、ランドマーク税理士法人に組織変更し、現在13の本支店で精力的に活動中。
急増する相談案件に対応するべく、相続の相談窓口「丸の内相続プラザ」を開設。また、相続実務のプロフェッショナルを育成するため「丸の内相続大学校」を開校し、業界全体の底上げと後進の育成にも力を注いでいる。



相続のプロが、親の相続の一部始終を包み隠さず描く前代未聞の1冊

※本書より一部抜粋

2024年の「増税」についても解説

2024年から生前贈与のルールが変わる！

■ 相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算期間の見直し

- ① 相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該相続の開始前7年以内（現行：3年以内）に当該相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合には、当該贈与により取得した財産の価額（当該財産のうち当該相続の開始前3年以内に贈与により取得した財産以外の財産については、当該財産の価額の合計額から100万円を控除した残額）を相続税の課税価格に加算することとする。
- ② 上記の改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用する。

	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)	2027年 (令和9年)	2028年 (令和10年)	2029年 (令和11年)	2030年 (令和12年)	
事例① 2027/6/1 相続発生		←→			×				3年 5ヵ月間 加算
事例② 2028/1/1 相続発生		←→	←→		×				4年間 加算
事例③ 2029/1/1 相続発生		←→	←→	←→	×				5年間 加算
事例④ 2030/1/1 相続発生		←→	←→	←→	←→	×			6年間 加算
事例⑤ 2031/1/1 相続発生		←→	←→	←→	←→	←→	×		7年間 加算

←→ (改正により追加された部分) 100万円を控除した残額を加算
←→ (相続開始前3年以内の贈与) 従来通り加算

父がまだ元気なときから相続対策し、相続税を「約30%」減額



相続対策を「できるだけ早く」はじめたほうがいい理由



財産だけでなく、親の気持ちも受け継いでいく

